

○国土交通省告示第八百二十一号  
 単板積層材の日本農林規格の一部を改正する件（令和二年農林水産省告示第千六百二十二号）及び枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材の日本農林規格の一部を改正する件（令和二年農林水産省告示第千六百六号）の施行に伴い、並びに建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第三十七条、建築基準法施行令（昭和二十五年政令第百三十八号）第八十条の二第一号、第八十九条第一項、第九十四条及び第九十九条並びに建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第百四十号）第八条の三の規定に基づき、構造耐力上主要な部分である柱及び横架材に使用する集成材その他の木材の品質の強度及び耐久性に関する基準を定める件等の一部を改正する告示  
 令和二年八月二十八日  
 国土交通大臣 赤羽 一嘉

第一条 構造耐力上主要な部分である柱及び横架材に使用する集成材その他の木材の品質の強度及び耐久性に関する基準を定める件（昭和六十二年建設省告示第千八百九十八号）の一部を次のように改正する。  
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線に掲げる規定の傍線に付した部分のように改める。

改正後		改正前	
構造耐力上主要な部分である柱及び横架材（間柱、小ばりその他これらに類するものを除く。）に使用する集成材その他の木材は、次のいずれかに適合すること。	構造耐力上主要な部分である柱及び横架材（間柱、小ばりその他これらに類するものを除く。）に使用する集成材その他の木材は、次のいずれかに適合すること。	一（略）	一（略）
二 単板積層材の日本農林規格（平成二十年農林水産省告示第七百一十号）第一部四、二に規定する構造用単板積層材の規格	二 単板積層材の日本農林規格（平成二十年農林水産省告示第七百一十号）第四条に規定する構造用単板積層材の規格	三（六）（略）	三（六）（略）

第二条 準耐火構造の構造方法を定める件（平成十二年建設省告示第千三百五十八号）の一部を次のように改正する。  
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分のこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線に付した部分のように改める。

改正後		改正前	
第五 屋根の構造方法は、次に定めるもの（第一号八からホまで及び第二号八に定める構造方法にあつては、防火被覆の取合い等の部分を、当該取合い等の部分の裏面に当て木を設ける等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造とするものに限る。）とする。	第五 屋根の構造方法は、次に定めるもの（第一号八からホまで及び第二号八に定める構造方法にあつては、防火被覆の取合い等の部分を、当該取合い等の部分の裏面に当て木を設ける等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造とするものに限る。）とする。	一 令第七七条の二第一号及び第三号に掲げる技術的基準に適合する屋根（軒裏を除く。）の構造方法にあつては、次に定めるものとする。	一 令第七七条の二第一号及び第三号に掲げる技術的基準に適合する屋根（軒裏を除く。）の構造方法にあつては、次に定めるものとする。
イ ホ（略）	イ ホ（略）	ハ 構造用集成材、構造用単板積層材又は直交集成板（それぞれ集成材の日本農林規格（平成十九年農林水産省告示第千五百五十二号）第二条、単板積層材の日本農林規格（平成二十年農林水産省告示第七百一十号）第一部簡条三又は直交集成板の日本農林規格（平成二十五年農林水産省告示第千三百七十九号）簡条三に規定する使用環境A又はBの表示をしてあるものに限る。以下同じ。）を使用し、かつ、次に掲げる基準に適合する構造とすること。	ハ 構造用集成材、構造用単板積層材又は直交集成板（それぞれ集成材の日本農林規格（平成十九年農林水産省告示第千五百五十二号）第二条、単板積層材の日本農林規格（平成二十年農林水産省告示第七百一十号）第二条又は直交集成板の日本農林規格（平成二十五年農林水産省告示第千三百七十九号）簡条三に規定する使用環境A又はBの表示をしてあるものに限る。以下同じ。）を使用し、かつ、次に掲げる基準に適合する構造とすること。
二（略）	二（略）	(1)（3）（略）	(1)（3）（略）

（建築物の基礎、主要構造部等に使用する建築材料並びにこれらの建築材料が適合すべき日本産業規格又は日本農林規格及び品質に関する技術的基準を定める件の一部改正）  
 第三条 建築物の基礎、主要構造部等に使用する建築材料並びにこれらの建築材料が適合すべき日本産業規格又は日本農林規格及び品質に関する技術的基準を定める件（平成十二年建設省告示第千四百四十六号）の一部を次のように改正する。  
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線に付した部分のように改める。

改正後		改正前	
別表第二（品質基準及びその測定方法等）	別表第二（品質基準及びその測定方法等）	（イ）	（イ）
（略）	（略）	（ロ）	（ロ）
建築材料の区分	建築材料の区分	品質基準	品質基準
（略）	（略）	測定方法等	測定方法等

<p>第一第十号に掲げる建築材料</p>	<p>一 寸法及び曲がりの基準値が定められていること。ただし、湾曲部を有する形状に成形した木質複合軸材料の曲がりの基準値が定められていること。</p>	<p>一 寸法及び曲がりの測定は、次に掲げる方法又はこれと同等以上の精度を有する測定方法によること。</p> <p>イ〜ハ (略)</p> <p>二 曲がりの測定は、製材の日本農林規格(平成十九年農林水産省告示第千八百三十三号)第一部箇条六に規定する測定方法によつて行うこと。</p>	<p>第一第十号に掲げる建築材料</p>
<p>第一第十一号に掲げる建築材料</p>	<p>(略)</p>	<p>二 曲げ強さ及び曲げ弾性係数の基準値が定められていること。</p>	<p>二 曲げ強さ及び曲げ弾性係数の測定は、次に掲げる方法又はこれと同等以上に曲げ強さ及び曲げ弾性係数を測定できる方法によること。</p> <p>イ〜ハ (略)</p> <p>二 単板積層材の日本農林規格第二部四、九に掲げる方法によること。この場合において、「曲げヤング係数」とあるのは、「曲げ弾性係数」と読み替えるものとする。</p>
<p>第一第十一号に掲げる建築材料</p>	<p>(略)</p>	<p>二 曲げ強さ及び曲げ弾性係数の測定は、次に掲げる方法又はこれと同等以上に曲げ強さ及び曲げ弾性係数を測定できる方法によること。</p> <p>イ〜ハ (略)</p> <p>二 せん断強さは、単板積層材の日本農林規格第二部四、五に掲げる方法によること。この場合において、「水平せん断強さ」とあるのは、「せん断強さ」と読み替えるものとする。</p>	<p>第一第十号に掲げる建築材料</p>
<p>第一第十一号に掲げる建築材料</p>	<p>(略)</p>	<p>二 曲げ強さ及び曲げ弾性係数の基準値が定められていること。</p>	<p>第一第十号に掲げる建築材料</p>
<p>第一第十一号に掲げる建築材料</p>	<p>(略)</p>	<p>二 曲げ強さ及び曲げ弾性係数の測定は、次に掲げる方法又はこれと同等以上に曲げ強さ及び曲げ弾性係数を測定できる方法によること。</p> <p>イ〜ハ (略)</p> <p>二 単板積層材の日本農林規格別記三(9)に掲げる方法によること。この場合において、「曲げヤング係数」とあるのは、「曲げ弾性係数」と読み替えるものとする。</p>	<p>第一第十号に掲げる建築材料</p>
<p>第一第十一号に掲げる建築材料</p>	<p>(略)</p>	<p>二 曲げ強さ及び曲げ弾性係数の測定は、次に掲げる方法又はこれと同等以上に曲げ強さ及び曲げ弾性係数を測定できる方法によること。</p> <p>イ〜ハ (略)</p> <p>二 せん断強さは、単板積層材の日本農林規格別記三(5)に掲げる方法によること。この場合において、「水平せん断強さ」とあるのは、「せん断強さ」と読み替えるものとする。</p>	<p>第一第十号に掲げる建築材料</p>
<p>第一第十一号に掲げる建築材料</p>	<p>(略)</p>	<p>二 曲げ強さ及び曲げ弾性係数の測定は、次に掲げる方法又はこれと同等以上に曲げ強さ及び曲げ弾性係数を測定できる方法によること。</p> <p>イ〜ハ (略)</p> <p>二 曲りの測定は、平成三年農林水産省告示第四百四十三号第六条に規定する測定方法によつて行うこと。</p>	<p>第一第十号に掲げる建築材料</p>

（木材の基準強度 $F_c$ 、 $F_t$ 、 $F_b$ 及び $F_s$ を定める件の一部改正）  
 第四条 木材の基準強度 $F_c$ 、 $F_t$ 、 $F_b$ 及び $F_s$ を定める件（平成十二年建設省告示第千四百五十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

建築基準法施行令第八十九条第一項に規定する木材の基準強度 $F_c$ 、 $F_t$ 、 $F_b$ 及び $F_s$ は、次の各号に掲げる木材の種類及び品質に応じて、それぞれ当該各号に掲げるところによるものとする。

一・二（略）

三 枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材の日本農林規格（昭和四十九年農林省告示第六百号。以下「枠組壁工法構造用製材等規格」という。）に適合する枠組壁工法構造用製材のうち、寸法形式が一〇四、二〇三、二〇四、三〇四、四〇四若しくは二〇四Wのもの又は枠組壁工法構造用たて継ぎ材のうち、寸法形式が二〇三、二〇四、三〇四、四〇四若しくは二〇四Wのもの、その樹種群、区分及び等級に応じてそれぞれ次の表一に掲げる数値とする。この場合において、当該寸法形式以外の寸法形式の枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材については、同表に掲げる数値に次の表二に掲げる数値を乗じた数値とする。更に、並列材にあつては、曲げに対する基準強度 $F_b$ の数値について、当該部材群に構造用合板又はこれと同等以上の面材を張る場合には一・二五を、その他の場合には一・一五を乗じた数値とすることができる。

表一（略）  
表二

寸法形式	応力の種類		
	圧縮	引張り	曲げ
一〇六 二〇五 二〇六 三〇六 四〇五 四〇六	〇・九六	〇・八四	〇・八四
			せん断
			一・〇〇

四 枠組壁工法構造用製材等規格に適合するMSR枠組材及びMSRたて継ぎ材、そのMSR等級に応じてそれぞれ次の表に掲げる数値とする。ただし、並列材にあつては、曲げに対する基準強度 $F_b$ の数値について、当該部材群に構造用合板又はこれと同等以上の面材を張る場合には一・一五を乗じた数値とすることができる。

MSR等級	基準強度（単位 一平方ミリメートルにつきニュートン）			
	$F_c$	$F_t$	$F_b$	$F_s$
（略）				

りの基準値については、この限りでない。

基準値については、この限りでない。

改正前

建築基準法施行令第八十九条第一項に規定する木材の基準強度 $F_c$ 、 $F_t$ 、 $F_b$ 及び $F_s$ は、次の各号に掲げる木材の種類及び品質に応じて、それぞれ当該各号に掲げるところによるものとする。

一・二（略）

三 枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材の日本農林規格（昭和四十九年農林省告示第六百号。以下「枠組壁工法構造用製材等規格」という。）に適合する枠組壁工法構造用製材のうち、寸法形式が一〇四、二〇三、二〇四、三〇四若しくは四〇四のもの又は枠組壁工法構造用たて継ぎ材のうち、寸法形式が二〇三若しくは二〇四のもの、その樹種群、区分及び等級に応じてそれぞれ次の表一に掲げる数値とする。この場合において、当該寸法形式以外の寸法形式の枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材については、同表に掲げる数値に次の表二に掲げる数値を乗じた数値とする。更に、並列材にあつては、曲げに対する基準強度 $F_b$ の数値について、当該部材群に構造用合板又はこれと同等以上の面材を張る場合には一・二五を、その他の場合には一・一五を乗じた数値とすることができる。

表一（略）  
表二

寸法形式	応力の種類		
	圧縮	引張り	曲げ
一〇六 二〇五 二〇六 三〇六 四〇六	〇・九六	〇・八四	〇・八四
			せん断
			一・〇〇

四 枠組壁工法構造用製材等規格に適合するMSR枠組材及びMSRたて継ぎ材、そのMSR等級に応じてそれぞれ次の表に掲げる数値とする。ただし、並列材にあつては、曲げに対する基準強度 $F_b$ の数値について、当該部材群に構造用合板又はこれと同等以上の面材を張る場合には一・一五を乗じた数値とすることができる。

MSR等級	基準強度（単位 一平方ミリメートルにつきニュートン）			
	$F_c$	$F_t$	$F_b$	$F_s$
（略）				

第五條 (特殊な許容応力度及び特殊な材料強度を定める件の一部改正)

特殊な許容応力度及び特殊な材料強度を定める件(平成十三年国土交通省告示第千二十四号)の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

一三五〇Fb—一・二E	一三五〇Fb—一・三E	一三五〇Fb—一・八E	一三五〇Fb—一・二E	一三五〇Fb—一・三E	一三五〇Fb—一・八E	樹種群に 応じ、枠組壁工 法構造用製材 及び枠組壁工 法構造用たて 継ぎ材の基準 強度による。
一四五〇Fb—一・二E	一四五〇Fb—一・三E	一四五〇Fb—一・八E	一四五〇Fb—一・二E	一四五〇Fb—一・三E	一四五〇Fb—一・八E	
一五〇〇Fb—一・二E	一五〇〇Fb—一・三E	一五〇〇Fb—一・四E	一五〇〇Fb—一・二E	一五〇〇Fb—一・三E	一五〇〇Fb—一・四E	
一五〇〇Fb—一・八E	一五〇〇Fb—一・八E	一五〇〇Fb—一・八E	一五〇〇Fb—一・八E	一五〇〇Fb—一・八E	一五〇〇Fb—一・八E	

改正前

一三五〇Fb—一・三E	一三五〇Fb—一・八E	一三五〇Fb—一・二E	一三五〇Fb—一・三E	一三五〇Fb—一・八E	一三五〇Fb—一・二E	樹種群に 応じ、枠組壁工 法構造用製材 及び枠組壁工 法構造用たて 継ぎ材の基準 強度による。
一四五〇Fb—一・三E	一四五〇Fb—一・八E	一四五〇Fb—一・二E	一四五〇Fb—一・三E	一四五〇Fb—一・八E	一四五〇Fb—一・二E	
一五〇〇Fb—一・三E	一五〇〇Fb—一・四E	一五〇〇Fb—一・二E	一五〇〇Fb—一・三E	一五〇〇Fb—一・四E	一五〇〇Fb—一・二E	
一五〇〇Fb—一・八E	一五〇〇Fb—一・八E	一五〇〇Fb—一・八E	一五〇〇Fb—一・八E	一五〇〇Fb—一・八E	一五〇〇Fb—一・八E	

改正後

改正前

第一 特殊な許容応力度

一 木材のめりこみ及び木材の圧縮材(以下この号において単に「圧縮材」という。)の座屈の許容応力度は、次に掲げるものとする。

イ 木材のめりこみの許容応力度は、その繊維方向と加力方向とのなす角度に応じて次に掲げる数値(基礎<sup>イ</sup>、水槽、浴室その他これらに類する常時湿潤状態にある部分に使用する場合には、当該数値(基礎<sup>イ</sup>、水槽、浴室その他これらに類する常時湿潤状態にある部分に使用する場合には、当該数値)の七十七パーセントに相当する数値)によらなければならない。

(1) (2) (略)

(3) 七十度以上九十度以下の場合 次の表に掲げる数値

(略)	この表において、 $F_{cr}$ は、木材の種類及び品質に応じて第三第一号に規定するめりこみに対する基準強度(単位 一平方ミリメートルにつきニュートン)を表すものとする。
-----	--

ロ 圧縮材の座屈の許容応力度は、その有効細長比(断面の最小二次率半径に対する座屈長さの比をいう。以下同じ)に応じて、次の表の各式によって計算した数値(基礎<sup>イ</sup>、水槽、浴室その他これらに類する常時湿潤状態にある部分に使用する場合には、当該数値の七十七パーセントに相当する数値)によらなければならない。ただし、令第八十二条第一号から第三号までの規定によって積雪時の構造計算をするに当たっては、長期に生ずる力に対する許容応力度は同表の数値に一・三を乗じて得た数値と、短期に生ずる力に対する許容応力度は同表の数値に〇・八を乗じて得た数値としなければならない。

第一 特殊な許容応力度

一 木材のめりこみ及び木材の圧縮材(以下この号において単に「圧縮材」という。)の座屈の許容応力度は、次に掲げるものとする。

イ 木材のめりこみの許容応力度は、その繊維方向と加力方向とのなす角度に応じて次に掲げる数値(基礎<sup>イ</sup>、水槽、浴室その他これらに類する常時湿潤状態にある部分に使用する場合には、当該数値(基礎<sup>イ</sup>、水槽、浴室その他これらに類する常時湿潤状態にある部分に使用する場合には、当該数値)の七十七パーセントに相当する数値)によらなければならない。

(1) (2) (略)

(3) 七十度以上九十度以下の場合 次の表に掲げる数値

(略)	この表において、 $F_{cr}$ は、木材の種類及び品質に応じて第三第一号に規定するめりこみに対する基準強度(単位 一平方ミリメートルにつきニュートン)を表すものとする。
-----	--

ロ 圧縮材の座屈の許容応力度は、その有効細長比(断面の最小二次率半径に対する座屈長さの比をいう。以下同じ)に応じて、次の表の各式によって計算した数値(基礎<sup>イ</sup>、水槽、浴室その他これらに類する常時湿潤状態にある部分に使用する場合には、当該数値の七十七パーセントに相当する数値)によらなければならない。ただし、令第八十二条第一号から第三号までの規定によって積雪時の構造計算をするに当たっては、長期に生ずる力に対する許容応力度は同表の数値に一・三を乗じて得た数値と、短期に生ずる力に対する許容応力度は同表の数値に〇・八を乗じて得た数値としなければならない。

二 集成材等の繊維方向、集成材等のめりこみ及び集成材等の圧縮材(以下この号において単に「圧縮材」という。)の座屈の許容応力度は、次に掲げるものとする。

イ 集成材等の繊維方向の許容応力度は、次の表の数値(基礎<sup>イ</sup>、水槽、浴室その他これらに類する常時湿潤状態にある部分に使用する場合には、当該数値の七十七パーセントに相当する数値)によらなければならない。ただし、令第八十二条第一号から第三号ま

二 集成材等の繊維方向、集成材等のめりこみ及び集成材等の圧縮材(以下この号において単に「圧縮材」という。)の座屈の許容応力度は、次に掲げるものとする。

イ 集成材等の繊維方向の許容応力度は、次の表の数値(基礎<sup>イ</sup>、水槽、浴室その他これらに類する常時湿潤状態にある部分に使用する場合には、当該数値の七十七パーセントに相当する数値)によらなければならない。ただし、令第八十二条第一号から第三号ま

での規定によって積雪時の構造計算をするに当たっては、長期に生ずる力に対する許容応力度は同表の数値に一・三を乗じて得た数値と、短期に生ずる力に対する許容応力度は同表の数値に〇・八を乗じて得た数値としなければならない。

(表 略)

口 集成材等のめりこみの許容応力度は、その繊維方向と加力方向とのなす角度に応じて次に掲げる数値(基礎ぐい、水槽、浴室その他これらに類する常時湿潤状態にある部分に使用する場合においては、当該数値の七十パーセントに相当する数値)によらなければならない。

- (1)・(2) (略)
(3) 七十度以上九十度以下の場合 次の表に掲げる数値

(略)

この表において、F<sub>0.5</sub>は、集成材等の種類及び品質に応じて第三第二号口に規定するめりこみに対する基準強度(単位 一平方ミリメートルにつきニュートン)を表すものとする。

ハ 圧縮材の座屈の許容応力度は、その有効細長比に応じて、次の表の各式によって計算した数値(基礎ぐい、水槽、浴室その他これらに類する常時湿潤状態にある部分に使用する場合においては、当該数値の七十パーセントに相当する数値)によらなければならない。ただし、令第八十二条第一号から第三号までの規定によって積雪時の構造計算をするに当たっては、長期に生ずる力に対する許容応力度は同表の数値に一・三を乗じて得た数値と、短期に生ずる力に対する許容応力度は同表の数値に〇・八を乗じて得た数値としなければならない。

(表 略)

三十九 (略)

第二 特殊な材料強度

一 木材のめりこみ及び木材の圧縮材(以下この号において単に「圧縮材」という。)の座屈の材料強度は、次に掲げるとおりとする。

イ 木材のめりこみの材料強度は、その繊維方向と加力方向とのなす角度に応じて次に掲げる数値(基礎ぐい、水槽、浴室その他これらに類する常時湿潤状態にある部分に使用する場合においては、当該数値の七十パーセントに相当する数値)によらなければならない。ただし、土台その他これに類する横架材(当該部材のめりこみによって他の部材の応力に変化が生じない場合に限る。)以外については、令第八十二条の五第二号の規定によって積雪時の構造計算をするに当たっては、当該数値に〇・八を乗じて得た数値としなければならない。

- (1)・(3) (略)

ロ 圧縮材の座屈の材料強度は、その有効細長比に応じて、次の表の各式によって計算した数値(基礎ぐい、水槽、浴室その他これらに類する常時湿潤状態にある部分に使用する場合においては、当該数値の七十パーセントに相当する数値)によらなければならない。ただし、土台その他これに類する横架材(当該部材のめりこみによって他の部材の応力に変化が生じない場合に限る。)以外については、令第八十二条の五第二号の規定によって積雪時の構造計算をするに当たっては、同表の数値に〇・八を乗じて得た数値としなければならない。

(表 略)

での規定によって積雪時の構造計算をするに当たっては、長期に生ずる力に対する許容応力度は同表の数値に一・三を乗じて得た数値と、短期に生ずる力に対する許容応力度は同表の数値に〇・八を乗じて得た数値としなければならない。

(表 略)

口 集成材等のめりこみの許容応力度は、その繊維方向と加力方向とのなす角度に応じて次に掲げる数値(基礎ぐい、水槽、浴室その他これらに類する常時湿潤状態にある部分に使用する場合においては、当該数値の七十パーセントに相当する数値)によらなければならない。

- (1)・(2) (略)
(3) 七十度以上九十度以下の場合 次の表に掲げる数値

(略)

この表において、F<sub>0.5</sub>は、木材の種類及び品質に応じて第三第一号に規定するめりこみに対する基準強度(単位 一平方ミリメートルにつきニュートン)を表すものとする。

ハ 圧縮材の座屈の許容応力度は、その有効細長比に応じて、次の表の各式によって計算した数値(基礎ぐい、水槽、浴室その他これらに類する常時湿潤状態にある部分に使用する場合においては、当該数値の七十パーセントに相当する数値)によらなければならない。ただし、令第八十二条第一号から第三号までの規定によって積雪時の構造計算をするに当たっては、長期に生ずる力に対する許容応力度は同表の数値に一・三を乗じて得た数値と、短期に生ずる力に対する許容応力度は同表の数値に〇・八を乗じて得た数値としなければならない。

(表 略)

三十九 (略)

第二 特殊な材料強度

一 木材のめりこみ及び木材の圧縮材(以下この号において単に「圧縮材」という。)の座屈の材料強度は、次に掲げるとおりとする。

イ 木材のめりこみの材料強度は、その繊維方向と加力方向とのなす角度に応じて次に掲げる数値(基礎ぐい、水槽、浴室その他これらに類する常時湿潤状態にある部分に使用する場合においては、当該数値の七十パーセントに相当する数値)によらなければならない。ただし、土台その他これに類する横架材(当該部材のめりこみによって他の部材の応力に変化が生じない場合に限る。)以外については、令第八十二条の五第二号の規定によって積雪時の構造計算をするに当たっては、当該数値に〇・八を乗じて得た数値としなければならない。

- (1)・(3) (略)

ロ 圧縮材の座屈の材料強度は、その有効細長比に応じて、次の表の各式によって計算した数値(基礎ぐい、水槽、浴室その他これらに類する常時湿潤状態にある部分に使用する場合においては、当該数値の七十パーセントに相当する数値)によらなければならない。ただし、土台その他これに類する横架材(当該部材のめりこみによって他の部材の応力に変化が生じない場合に限る。)以外については、令第八十二条の五第二号の規定によって積雪時の構造計算をするに当たっては、同表の数値に〇・八を乗じて得た数値としなければならない。

(表 略)

二 集成材等の繊維方向、集成材等のめりこみ及び集成材等の圧縮材（以下この号において単に「圧縮材」という。）の座屈の材料強度は、次に掲げるものとする。

イ 集成材等の繊維方向の材料強度は、次の表の数値（基礎ぐい、水槽、浴室その他これらに類する常時湿潤状態にある部分に使用する場合においては、当該数値の七十パーセントに相当する数値）によらなければならない。ただし、土台その他これに類する横架材（当該部材のめりこみによって他の部材の応力に変化が生じない場合に限る。）以外について、令第八十二条の五第二号の規定によって積雪時の構造計算をするに当たっては、同表の数値に〇・八を乗じて得た数値としなければならない。

（表 略）

ロ 集成材等のめりこみの材料強度は、その繊維方向と加力方向とのなす角度に応じて次に掲げる数値（基礎ぐい、水槽、浴室その他これらに類する常時湿潤状態にある部分に使用する場合においては、当該数値の七十パーセントに相当する数値）によらなければならない。ただし、土台その他これに類する横架材（当該部材のめりこみによって他の部材の応力に変化が生じない場合に限る。）以外について、令第八十二条の五第一号の規定によって積雪時の構造計算をするに当たっては、当該数値に〇・八を乗じて得た数値としなければならない。

(1) (3) (略)

ハ 圧縮材の座屈の材料強度は、その有効細長比に応じて、次の表の各式によって計算した数値（基礎ぐい、水槽、浴室その他これらに類する常時湿潤状態にある部分に使用する場合においては、当該数値の七十パーセントに相当する数値）によらなければならない。ただし、土台その他これに類する横架材（当該部材のめりこみによって他の部材の応力に変化が生じない場合に限る。）以外について、令第八十二条の五第二号の規定によって積雪時の構造計算をするに当たっては、同表の数値に〇・八を乗じて得た数値としなければならない。

（表 略）

三 十八 (略)

第三 基準強度

一 (略)

二 第一第二号イに規定する集成材等の繊維方向の基準強度 $F_c$ 、 $F_t$ 、 $F_b$ 及び $F_s$ 並びに同号ロ(3)に規定する集成材等のめりこみに対する基準強度 $F_{c1}$ は、それぞれ次に掲げるものとする。

イ 第一第二号イに規定する集成材等の繊維方向の基準強度は、圧縮、引張り及び曲げの基準強度については集成材の日本農林規格（平成十九年農林水産省告示第千五百五十二号。以下「集成材規格」という。）第五条に規定する構造用集成材の規格に適合する対称異等級構成集成材、特定対称異等級構成集成材、非対称異等級構成集成材、同一等級構成集成材及び同規格第六条に規定する化粧ばり構造用集成材の規格に適合する化粧ばり構造用集成材並びに単板積層材の日本農林規格（平成二十年農林水産省告示第七百一十号。以下「単板積層材規格」という。）第一部四、二に規定する構造用単板積層材の規格に適合するA種構造用単板積層材及びB種構造用単板積層材の区分に応じて次の表一から表七までに掲げる数値と、せん断の基準強度については次の表八から表十までに掲げる数値とする。

二 集成材等の繊維方向、集成材等のめりこみ及び集成材等の圧縮材（以下この号において単に「圧縮材」という。）の座屈の材料強度は、次に掲げるものとする。

イ 集成材等の繊維方向の材料強度は、次の表の数値（基礎ぐい、水槽、浴室その他これらに類する常時湿潤状態にある部分に使用する場合においては、当該数値の七十パーセントに相当する数値）によらなければならない。ただし、土台その他これに類する横架材（当該部材のめりこみによって他の部材の応力に変化が生じない場合に限る。）以外について、令第八十二条の五第二号の規定によって積雪時の構造計算をするに当たっては、同表の数値に〇・八を乗じて得た数値としなければならない。

（表 略）

ロ 集成材等のめりこみの材料強度は、その繊維方向と加力方向とのなす角度に応じて次に掲げる数値（基礎ぐい、水槽、浴室その他これらに類する常時湿潤状態にある部分に使用する場合においては、当該数値の七十パーセントに相当する数値）によらなければならない。ただし、土台その他これに類する横架材（当該部材のめりこみによって他の部材の応力に変化が生じない場合に限る。）以外について、令第八十二条の五第二号の規定によって積雪時の構造計算をするに当たっては、当該数値に〇・八を乗じて得た数値としなければならない。

(1) (3) (略)

ハ 圧縮材の座屈の材料強度は、その有効細長比に応じて、次の表の各式によって計算した数値（基礎ぐい、水槽、浴室その他これらに類する常時湿潤状態にある部分に使用する場合においては、当該数値の七十パーセントに相当する数値）によらなければならない。ただし、土台その他これに類する横架材（当該部材のめりこみによって他の部材の応力に変化が生じない場合に限る。）以外について、令第八十二条の五第二号の規定によって積雪時の構造計算をするに当たっては、同表の数値に〇・八を乗じて得た数値としなければならない。

（表 略）

三 十八 (略)

第三 基準強度

一 (略)

二 第一第二号イに規定する集成材等の繊維方向の基準強度 $F_c$ 、 $F_t$ 、 $F_b$ 及び $F_s$ 並びに同号ロ(3)に規定する集成材等のめりこみに対する基準強度 $F_{c1}$ は、それぞれ次に掲げるものとする。

イ 第一第二号イに規定する集成材等の繊維方向の基準強度は、圧縮、引張り及び曲げの基準強度については集成材の日本農林規格（平成十九年農林水産省告示第千五百五十二号。以下「集成材規格」という。）第五条に規定する構造用集成材の規格に適合する対称異等級構成集成材、特定対称異等級構成集成材、非対称異等級構成集成材、同一等級構成集成材及び同規格第六条に規定する化粧ばり構造用集成材の規格に適合する化粧ばり構造用集成材並びに単板積層材の日本農林規格（平成二十年農林水産省告示第七百一十号。以下「単板積層材規格」という。）第四条に規定する構造用単板積層材の規格に適合するA種構造用単板積層材及びB種構造用単板積層材の区分に応じて次の表一から表七までに掲げる数値と、せん断の基準強度については次の表八から表十までに掲げる数値とする。



一一〇E						一四〇E									
一級		一級		特級	一級		一級		特級	一級					
三八五F <sub>V</sub>	三二〇F <sub>H</sub>	一一〇E	四五〇F <sub>V</sub>	三二〇F <sub>H</sub>	一一〇E	三八五F <sub>HV</sub>	一一〇E	四五〇F <sub>V</sub>	三二〇F <sub>H</sub>	一一〇E	三八五F <sub>HV</sub>	一一〇E	四五〇F <sub>V</sub>	三二〇F <sub>H</sub>	一一〇E
二七・六	二七・六	三〇・〇	三〇・〇	三一・二	三二・四	三二・四	三二・四	三二・四	三二・四	三六・〇	三七・二	三七・二	三七・二	三七・二	三七・二
一六・八	一六・八	一九・八	一九・八	二三・四	一九・八	一九・八	一九・八	一九・八	二三・四	二七・〇	二二・二	二二・二	二二・二	二二・二	二二・二
二七・六	二七・六	三三・〇	三三・〇	三九・〇	三三・四	三三・四	三三・四	三三・四	三九・〇	三九・〇	三五・二	三七・二	三七・二	四四・四	三七・二
三三・〇	三九・〇		三九・〇			四五・〇	四五・〇	四五・〇							

この表において、曲げヤング係数区分は、単板積層材規格第四条第一項の表七に掲げる曲げヤング係数区分を表すものとする。

五〇E			六〇E			七〇E		
二級	一級	特級	二級	一級	特級	二級	一級	特級
一一・一	一二・三	一二・七	一三・八	一五・〇	一五・六	一六・二	一七・四	一八・〇
六・七	八・二	九・五	八・四	一〇・二	一一・〇	九・六	一二・〇	一三・八
一一・一	一三・七	一五・九	一三・八	一六・八	一九・八	一六・二	一九・八	二二・八

一〇〇E					一一〇E									
一級			一級		特級	一級			一級		特級			
三二〇 F <sub>v</sub>	二七〇 F <sub>H</sub>	一〇〇 E	三七五 F <sub>v</sub>	二七〇 F <sub>H</sub>	一〇〇 E	三二〇 F <sub>v</sub>	二七〇 F <sub>H</sub>	一〇〇 E	三七五 F <sub>v</sub>	二七〇 F <sub>H</sub>	一〇〇 E	三二〇 F <sub>v</sub>	二七〇 F <sub>H</sub>	一〇〇 E
二三・四	二三・四		二五・二	二五・二	二五・八	二五・八	二五・八	二五・八	二五・八	二五・八	二七・〇	二七・〇	二八・二	二七・六
一四・四	一四・四		一六・八	一六・八	一九・八	一五・六	一五・六	一五・六	一五・六	一五・六	一八・〇	一八・〇	二一・六	一六・八
二三・四	二三・四		二七・六	二七・六	三三・四	二五・八	二五・八	二五・八	三〇・〇	三〇・〇	三五・四	三〇・〇	三五・四	二七・六
二七・六	三三・四			三三・四			三〇・〇	三五・四						



六〇E					七〇E																
一級			一級		特級	一級			一級		特級										
一九〇F <sub>v</sub>	六〇〇F <sub>h</sub>	六〇E <sub>1</sub>	二五F <sub>v</sub>	六〇F <sub>h</sub>	六〇E <sub>1</sub>	九〇F <sub>hv</sub>	六〇E <sub>1</sub>	二五F <sub>v</sub>	九〇F <sub>h</sub>	六〇E <sub>1</sub>	二五F <sub>v</sub>	六〇F <sub>h</sub>	六〇E <sub>1</sub>	二五F <sub>v</sub>	七〇E <sub>1</sub>	六〇F <sub>hv</sub>	七〇E <sub>1</sub>	六〇F <sub>hv</sub>	七〇E <sub>1</sub>	一五F <sub>hv</sub>	八〇E <sub>1</sub>
一三・八	一三・八	一五・〇	一五・〇	一五・六	一六・二	一六・二	一六・二	一七・四	一七・四	一八・〇	一八・六										
八・四	八・四	一〇・二	一〇・二	二二・〇	九・六	九・六	九・六	二二・〇	二二・〇	二二・〇	二二・四										
一三・八	一三・八	一六・八	一六・八	一九・八	一六・二	一九・八	一六・二	一九・八	一九・八	一九・八	二二・八										
一六・八	一九・八		二二・八																		

この表において、曲げヤング係数区分は単板積層材規格第一部の表十七に掲げる曲げヤング係数区分を、曲げ性能の表示は同表に掲げる曲げヤング係数区分及び等級ごとの表示を表すものとする。

五〇E												
一級						一級			特級			
三〇 F <sub>HV</sub>	五〇 E <sub>1</sub>	六〇 F <sub>V</sub>	三〇 F <sub>H</sub>	五〇 E <sub>1</sub>	八五 F <sub>V</sub>	三〇 F <sub>H</sub>	五〇 E <sub>1</sub>	六〇 F <sub>HV</sub>	五〇 E <sub>1</sub>	八五 F <sub>HV</sub>	六〇 F <sub>HV</sub>	六〇 E <sub>1</sub>
一一・一		一一・一	一一・一	一一・一	一一・一	一一・一	一一・三	一二・三	一二・三	一二・七	一二・七	一三・八
六・七		六・七	六・七	六・七	六・七	六・七	八・二	八・二	八・二	九・五	九・五	八・四
一一・一		一一・一	一一・一	一一・一	一一・一	一一・一	一三・七	一三・七	一三・七	一五・九	一五・九	一三・八

表七 B種構造用単板積層材の圧縮、引張り及び曲げの基準強度

(略)

この表において、曲げヤング係数区分は、単板積層材規格第一部の表九に掲げる曲げヤング係数区分を表すものとする。

表八 (略)

表九 A種構造用単板積層材のせん断の基準強度

(略)

この表において、水平せん断区分は、単板積層材規格第一部の表四に掲げる水平せん断区分を表すものとする。

表七 B種構造用単板積層材の圧縮、引張り及び曲げの基準強度

(略)

この表において、曲げヤング係数区分は、単板積層材規格第四条第一項の表八に掲げる曲げヤング係数区分を表すものとする。

表八 (略)

表九 A種構造用単板積層材のせん断の基準強度

(略)

この表において、水平せん断区分は、単板積層材規格第四条第一項の表三に掲げる水平せん断区分を表すものとする。

表十 B種構造用単板積層材のせん断の基準強度

(略)

この表において、水平せん断区分は、単板積層材規格第一部の表五に掲げる水平せん断区分を表すものとする。

口 第一第二号ロ(3)に規定する集成材等のめりこみに対する基準強度 $F_{vw}$ は、その樹種に応じてそれぞれ次の表一の数値とする。ただし、A種構造用単板積層材のめりこみに対する基準強度 $F_w$ にあつては、そのめりこみ性能の表示の区分に応じてそれぞれ次の表二の数値とすることができる。

表一 (略)

表二 A種構造用単板積層材のめりこみに対する基準強度

(略)

この表において、めりこみ性能の表示の区分は、単板積層材規格第一部の表十に掲げる表示の区分を表すものとする。

三〇九 (略)

(枠組壁工法又は木質プレハブ工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件の一部改正)

第六条 枠組壁工法又は木質プレハブ工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件(平成十三年国土交通省告示第千五百四十号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

改正前

第二材料

第二材料

一 構造耐力上主要な部分に使用する枠組材の品質は、構造部材の種類に応じ、次の表に掲げる規格に適合するものとしなければならない。

一 構造耐力上主要な部分に使用する枠組材の品質は、構造部材の種類に応じ、次の表に掲げる規格に適合するものとしなければならない。

構造部材の種類	規格
(一) 土台、端根太、側根太、まぐさ、たるき及びむなき	枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材の日本農林規格(昭和四十九年農林省告示第六百号。以下「枠組壁工法構造用製材等規格」という。)に規定する甲種枠組材の特級、一級若しくは二級若しくは甲種たて継ぎ材の特級、一級若しくは二級、枠組壁工法構造用製材等規格第一部四、四に規定するMSR枠組材の規格若しくは第一部四、八に規定するMSRたて継ぎ材の規格、単板積層材の日本農林規格(平成二十年農林水産省告示第七百一十号)に規定する構造用単板積層材の特級、一級若しくは二級又は集成材の日本農林規格(平成十九年農林水産省告示第千五百五十二号。以下「集成材規格」という。)第五条に規定する構造用集成材の規格若しくは第六条に規定する化粧ばり構造用集成柱の規格

構造部材の種類	規格
(一) 土台、端根太、側根太、まぐさ、たるき及びむなき	枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材の日本農林規格(昭和四十九年農林省告示第六百号。以下「枠組壁工法構造用製材等規格」という。)に規定する甲種枠組材の特級、一級若しくは二級若しくは甲種たて継ぎ材の特級、一級若しくは二級、枠組壁工法構造用製材等規格第六条に規定するMSR枠組材の規格若しくは第十条に規定するMSRたて継ぎ材の規格、単板積層材の日本農林規格(平成二十年農林水産省告示第七百一十号)に規定する構造用単板積層材の特級、一級若しくは二級又は集成材の日本農林規格(平成十九年農林水産省告示第千五百五十二号。以下「集成材規格」という。)第五条に規定する構造用集成材の規格若しくは第六条に規定する化粧ばり構造用集成柱の規格

表十 B種構造用単板積層材のせん断の基準強度

(略)

この表において、水平せん断区分は、単板積層材規格第四条第一項の表四に掲げる水平せん断区分を表すものとする。

口 第一第二号ロ(3)に規定する集成材等のめりこみに対する基準強度 $F_{vw}$ は、その樹種に応じてそれぞれ次の表一の数値とする。ただし、A種構造用単板積層材のめりこみに対する基準強度 $F_w$ にあつては、そのめりこみ性能の表示の区分に応じてそれぞれ次の表二の数値とすることができる。

表一 (略)

表二 A種構造用単板積層材のめりこみに対する基準強度

(略)

この表において、めりこみ性能の表示の区分は、単板積層材規格第四条第一項の表九に掲げる表示の区分を表すものとする。

三〇九 (略)

(二) (略)

二〇四 (略)

第五 壁等

一〇三 (略)

四 耐力壁の下枠、たて枠及び上枠の寸法は、枠組壁工法構造用製材等規格に規定する寸法型式二〇四、二〇五、二〇六、二〇八、三〇四、三〇六、四〇四、四〇五、四〇六、四〇八若しくは二〇四Wに適合するもの又は厚さ三十八ミリメートル以上で幅八十九ミリメートル以上のものであって、かつ、下枠、たて枠若しくは上枠と床版の枠組材、頭つなぎ、まぐさ受け若しくは筋かいの両端部との緊結及び下枠若しくは上枠とたて枠との緊結に支障がないものとしなければならない。

五〇八 (略)

九 各耐力壁の隅角部及び交さ部には次に定めるところによりたて枠を用いるものとし、当該たて枠は相互に構造耐力上有効に緊結しなければならない。

イ 耐力壁のたて枠に枠組壁工法構造用製材等規格に規定する寸法型式二〇四、二〇五、三〇四、四〇五又は二〇四Wに適合する製材のみを使用し、かつ、当該たて枠相互の間隔を前号の表に掲げる数値以下とする場合にあつては、当該耐力壁により構成される隅角部及び交さ部に同規格に規定する寸法型式二〇四、二〇五又は三〇四に適合する製材を三本以上使用すること。ただし、同規格に規定する寸法型式二〇四Wに適合する製材を一本使用したときは、同規格に規定する寸法型式二〇四に適合する製材を三本使用したものとみなす。

ロ 耐力壁のたて枠に枠組壁工法構造用製材等規格に規定する寸法型式二〇六、二〇八、三〇六、四〇四、四〇六又は四〇八に適合する製材を使用し、かつ、当該たて枠相互の間隔を前号の表に掲げる数値以下とする場合にあつては、当該耐力壁により構成される隅角部及び交さ部に同規格に規定する寸法型式二〇六、二〇八、三〇六、四〇四、四〇六又は四〇八に適合する製材を二本以上使用すること。

ハ イ及びロ以外の場合にあつては、次に定めるところによる。

(1) 耐力壁のたて枠に枠組壁工法構造用製材等規格に規定する寸法型式二〇六に適合する製材又は厚さが三十八ミリメートルを超え、幅が百四十四ミリメートルを超える製材を使用し、かつ、当該たて枠相互の間隔を五十七センチメートル以下(三階建ての建築物の三階、二階建ての建築物の二階又は平屋建ての建築物の耐力壁のたて枠にあつては六十五センチメートル以下)とする場合にあつては、当該耐力壁により構成される隅角部及び交さ部に同規格に規定する寸法型式二〇六に適合する製材を三本以上又は厚さが三十八ミリメートルを超え、幅が百四十四ミリメートルを超える製材を二本以上使用すること。

(二) (略)

二〇四 (略)

第五 壁等

一〇三 (略)

四 耐力壁の下枠、たて枠及び上枠の寸法は、枠組壁工法構造用製材等規格に規定する寸法型式二〇四、二〇五、二〇六、二〇八、三〇四、三〇六、四〇四、四〇六若しくは四〇八に適合するもの又は厚さ三十八ミリメートル以上で幅八十九ミリメートル以上のものであって、かつ、下枠、たて枠若しくは上枠と床版の枠組材、頭つなぎ、まぐさ受け若しくは筋かいの両端部との緊結及び下枠若しくは上枠とたて枠との緊結に支障がないものとしなければならない。

五〇八 (略)

九 各耐力壁の隅角部及び交さ部には次に定めるところによりたて枠を用いるものとし、当該たて枠は相互に構造耐力上有効に緊結しなければならない。

イ たて枠に枠組壁工法構造用製材等規格に規定する寸法型式二〇四、二〇五又は三〇四に適合する製材のみを使用し、かつ、耐力壁のたて枠相互の間隔が前号の表に掲げる数値以下となる耐力壁に使用する場合にあつては、枠組壁工法構造用製材等規格に規定する寸法型式二〇四又は三〇四に適合する製材を三本以上

ロ たて枠に枠組壁工法構造用製材等規格に規定する寸法型式二〇六、二〇八、三〇六、四〇四、四〇六又は四〇八に適合する製材を使用し、耐力壁のたて枠相互の間隔が前号の表に掲げる数値以下となる耐力壁に使用する場合にあつては、枠組壁工法構造用製材等規格に規定する寸法型式二〇六、二〇八、三〇六、四〇四、四〇六又は四〇八に適合する製材をそれぞれ二本以上

ハ イ及びロ以外の場合にあつては、次に定めるところによる。

(1) たて枠に枠組壁工法構造用製材等規格に規定する寸法型式二〇六に適合する製材又は厚さが三十八ミリメートルを超え、幅が百四十四ミリメートルを超える製材を使用し、かつ、耐力壁のたて枠相互の間隔が五十七センチメートル以下となる耐力壁又は三階建ての建築物の三階、二階建ての建築物の二階若しくは平屋建ての建築物の耐力壁のたて枠相互の間隔が六十五センチメートル以下となる耐力壁に使用する場合にあつては、枠組壁工法構造用製材等規格に規定する寸法型式二〇六に適合する製材を三本以上又は厚さが三十八ミリメートルを超え、幅が百四十四ミリメートルを超える製材を二本以上

(2) 耐力壁のたて枠に枠組壁工法構造用製材等規格に規定する寸法型式二〇八に適合する製材又は厚さが三十八ミリメートルを超え、幅が百八十四ミリメートルを超える製材を使用し、かつ、当該たて枠相互の間隔が六十五センチメートル以下とする場合にあっては、当該耐力壁により構成される隅角部及び交差部に同規格に規定する寸法型式二〇八に適合する製材を三本以上（三階建ての建築物の三階、二階建ての建築物の二階又は平屋建ての建築物にあっては二本以上）又は厚さが三十八ミリメートルを超え、幅が百八十四ミリメートルを超える製材を二本以上使用すること。

十〇十六（略）

（構造耐力上主要な部分である壁及び床版に、枠組壁工法により設けられるものを用いる場合における技術的基準に適合する当該壁及び床版の構造方法を定める件の一部改正）

第七条 構造耐力上主要な部分である壁及び床版に、枠組壁工法により設けられるものを用いる場合における技術的基準に適合する当該壁及び床版の構造方法を定める件（平成十三年国土交通省告示第千五百四十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

第一 構造耐力上主要な部分である壁に、枠組壁工法により設けられるものを用いる場合における技術的基準に適合する当該壁の構造方法は、次の各号に定めるところによる。

一〇三（略）

四 耐力壁の下枠、たて枠及び上枠の寸法は、枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材の日本農林規格（昭和四十九年農林省告示第六百号。以下「枠組壁工法構造用製材等規格」という。）に規定する寸法型式二〇四、二〇五、二〇六、二〇八、三〇四、三〇六、四〇四、四〇五、四〇六、四〇八若しくは二〇四Wに適合するもの又は厚さ三十八ミリメートル以上で幅八十九ミリメートル以上のものであって、かつ、下枠、たて枠若しくは上枠と床版の枠組材（床根太、端根太又は側根太をいう。以下同じ）、頭つなぎ、まぐさ受け若しくは筋かいの両端部との緊結及び下枠若しくは上枠とたて枠との緊結に支障がないものとしなければならない。

五〇八（略）

九 各耐力壁の隅角部及び交差部には次に定めるところによりたて枠を用いるものとし、当該たて枠は相互に構造耐力上有効に緊結しなければならない。

イ 耐力壁のたて枠に枠組壁工法構造用製材等規格に規定する寸法型式二〇四、二〇五、三〇四、四〇五又は二〇四Wに適合する製材のみを使用し、かつ、当該たて枠相互の間隔を前号の表に掲げる数値以下とする場合にあっては、当該耐力壁により構成される隅角部及び交差部に同規格に規定する寸法型式二〇四、二〇五又は三〇四に適合する製材を三本以上使用すること。ただし、同規格に規定する寸法型式二〇四Wに適合する製材を一本使用したときは、同規格に規定する寸法型式二〇四に適合する製材を二本使用したものとみなし、同規格に規定する寸法型式二〇四に適合する製材を一本使用したときは、同規格に規定する寸法型式二〇四に適合する製材を三本使用したものとみなす。

(2) たて枠に枠組壁工法構造用製材等規格に規定する寸法型式二〇八に適合する製材又は厚さが三十八ミリメートルを超え、幅が百八十四ミリメートルを超える製材を使用し、かつ、耐力壁のたて枠相互の間隔が六十五センチメートル以下となる耐力壁に使用する場合にあっては、枠組壁工法構造用製材等規格に規定する寸法型式二〇八に適合する製材を三本以上（三階建ての建築物の三階、二階建ての建築物の二階又は平屋建ての建築物の耐力壁のたて枠相互の間隔が六十五センチメートル以下となる耐力壁に使用する場合にあっては二本以上）又は厚さが三十八ミリメートルを超え、幅が百八十四ミリメートルを超える製材を二本以上使用すること。

十〇十六（略）

改正前

第一 構造耐力上主要な部分である壁に、枠組壁工法により設けられるものを用いる場合における技術的基準に適合する当該壁の構造方法は、次の各号に定めるところによる。

一〇三（略）

四 耐力壁の下枠、たて枠及び上枠の寸法は、枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材の日本農林規格（昭和四十九年農林省告示第六百号。以下「枠組壁工法構造用製材等規格」という。）に規定する寸法型式二〇四、二〇五、二〇六、二〇八、三〇四、三〇六、四〇四、四〇六若しくは四〇八に適合するもの又は厚さ三十八ミリメートル以上で幅八十九ミリメートル以上のものであって、かつ、下枠、たて枠若しくは上枠と床版の枠組材（床根太、端根太又は側根太をいう。以下同じ）、頭つなぎ、まぐさ受け若しくは筋かいの両端部との緊結及び下枠若しくは上枠とたて枠との緊結に支障がないものとしなければならない。

五〇八（略）

九 各耐力壁の隅角部及び交差部には次に定めるところによりたて枠を用いるものとし、当該たて枠は相互に構造耐力上有効に緊結しなければならない。

イ たて枠に枠組壁工法構造用製材等規格に規定する寸法型式二〇四、二〇五又は三〇四に適合する製材のみを使用し、かつ、耐力壁のたて枠相互の間隔が前号の表に掲げる数値以下となる耐力壁に使用する場合にあっては、枠組壁工法構造用製材等規格に規定する寸法型式二〇四又は三〇四に適合する製材を三本以上

<p>ロ 耐力壁のたて枠に枠組壁工法構造用製材等規格に規定する寸法型式二〇六、二〇八、三〇六、四〇四、四〇六又は四〇八に適合する製材を使用し、かつ、当該たて枠相互の間隔を前号の表に掲げる数値以下とする場合にあつては、当該耐力壁により構成される隅角部及び交差部に同規格に規定する寸法型式二〇六、二〇八、三〇六、四〇四、四〇六又は四〇八に適合する製材を二本以上使用すること。</p> <p>ハ イ及びロ以外の場合にあつては、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 耐力壁のたて枠に枠組壁工法構造用製材等規格に規定する寸法型式二〇六に適合する製材又は厚さが三十八ミリメートルを超え、幅が百四十四ミリメートルを超える製材を使用し、かつ、当該たて枠相互の間隔を五十七センチメートル以下（三階建ての建築物の三階、二階建ての建築物の二階又は平屋建ての建築物の耐力壁のたて枠にあつては六十五センチメートル以下）とする場合にあつては、当該耐力壁により構成される隅角部及び交差部に同規格に規定する寸法型式二〇六に適合する製材を三本以上又は厚さが三十八ミリメートルを超え、幅が百四十四ミリメートルを超える製材を二本以上使用すること。</p> <p>(2) 耐力壁のたて枠に枠組壁工法構造用製材等規格に規定する寸法型式二〇八に適合する製材又は厚さが三十八ミリメートルを超え、幅が百八十四ミリメートルを超える製材を使用し、かつ、当該たて枠相互の間隔を六十五センチメートル以下とする場合にあつては、当該耐力壁により構成される隅角部及び交差部に同規格に規定する寸法型式二〇八に適合する製材を三本以上（三階建ての建築物の三階、二階建ての建築物の二階又は平屋建ての建築物にあつては二本以上）又は厚さが三十八ミリメートルを超え、幅が百八十四ミリメートルを超える製材を二本以上使用すること。</p> <p>十五十六 (略)</p>	<p>ロ たて枠に枠組壁工法構造用製材等規格に規定する寸法型式二〇六、二〇八、三〇六、四〇四、四〇六又は四〇八に適合する製材を使用し、かつ、耐力壁のたて枠相互の間隔が前号の表に掲げる数値以下となる耐力壁に使用する場合にあつては、枠組壁工法構造用製材等規格に規定する寸法型式二〇六、二〇八、三〇六、四〇四、四〇六又は四〇八に適合する製材をそれぞれ二本以上</p> <p>ハ イ及びロ以外の場合にあつては、次に定めるところによる。</p> <p>(1) たて枠に枠組壁工法構造用製材等規格に規定する寸法型式二〇六に適合する製材又は厚さが三十八ミリメートルを超え、幅が百四十四ミリメートルを超える製材を使用し、かつ、耐力壁のたて枠相互の間隔が五十七センチメートル以下となる耐力壁又は三階建ての建築物の三階、二階建ての建築物の二階若しくは平屋建ての建築物の耐力壁のたて枠相互の間隔が六十五センチメートル以下となる耐力壁に使用する場合にあつては、枠組壁工法構造用製材等規格に規定する寸法型式二〇六に適合する製材を三本以上又は厚さが三十八ミリメートルを超え、幅が百四十四ミリメートルを超える製材を二本以上</p> <p>(2) たて枠に枠組壁工法構造用製材等規格に規定する寸法型式二〇八に適合する製材又は厚さが三十八ミリメートルを超え、幅が百八十四ミリメートルを超える製材を使用し、かつ、耐力壁のたて枠相互の間隔が六十五センチメートル以下となる耐力壁に使用する場合にあつては、枠組壁工法構造用製材等規格に規定する寸法型式二〇八に適合する製材を三本以上（三階建ての建築物の三階、二階建ての建築物の二階又は平屋建ての建築物の耐力壁のたて枠相互の間隔が六十五センチメートル以下となる耐力壁に使用する場合にあつては二本以上）又は厚さが三十八ミリメートルを超え、幅が百八十四ミリメートルを超える製材を二本以上</p> <p>十五十六 (略)</p>
<p>第八条 丸太組構法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件（平成十四年国土交通省告示第四百十一号）の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。</p>	<p>改正後</p> <p>第二材料</p> <p>一 構造耐力上主要な部分に使用する丸太材等の樹種は、枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材の日本農林規格（昭和四十九年農林省告示第六百号）表D、一の樹種又は集成材の日本農林規格（平成十九年農林水産省告示第千五百二十二号）第五条表十二の樹種としなければならない。</p> <p>二・三 (略)</p> <p>改正前</p> <p>第二材料</p> <p>一 構造耐力上主要な部分に使用する丸太材等の樹種は、枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材の日本農林規格（昭和四十九年農林省告示第六百号）別表第3の樹種又は集成材の日本農林規格（平成十九年農林水産省告示第千五百二十二号）第五条表十二の樹種としなければならない。</p> <p>二・三 (略)</p>

(建築基準法第二十七条第一項に規定する特殊建築物の主要構造部の構造方法を定める件(一部改正)  
 第九條 建築基準法第二十七条第一項に規定する特殊建築物の主要構造部の構造方法を定める件(平成二十七年国土交通省告示第二百五十五号)の一部を次のように改正する。  
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

改正前

<p>第一 (略)</p> <p>2 前項及び第七項の「避難時倒壊防止構造」は、次の各号に掲げる建築物の部分の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準に適合する構造をいう。</p> <p>一 耐力壁 次に掲げる基準</p> <p>イ 自重又は積載荷重(令第八十六条第二項ただし書の規定によつて特定行政庁が指定する多雪区域における建築物にあつては、自重、積載荷重又は積雪荷重)を支える部分の全部又は一部に木材を用いた建築物(以下この項において「木造建築物」という)の耐力壁(その全部又は一部に木材を用いたものでその全部又は一部に防火被覆を設けていないものに限る)にあつては、次の(1)又は(2)のいずれかに掲げる基準に適合していること。</p> <p>(1) 構造用集成材、構造用単板積層材又は直交集成板(それぞれ集成材の日本農林規格(平成十九年農林水産省告示第千五百二十二号)第二条、単板積層材の日本農林規格(平成二十年農林水産省告示第七百一十号)第二条又は直交集成板の日本農林規格(平成二十五年農林水産省告示第三千七百九号)簡条三に規定する使用環境A又はBの表示をしてあるものに限る。以下この項において同じ。)を使用するものであり、かつ、次に掲げる基準に適合する構造であるほか、取合いの部分、目地の部分その他これらに類する部分(以下この項において「取合い等の部分」という)が、当該取合い等の部分の裏面に当て木を設ける等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造(以下この項において「炎侵入防止構造」という)であること。</p> <p>(i) (略) (略)</p> <p>ロ (略)</p> <p>二、六 (略)</p> <p>三、八 (略)</p>	<p>第一 (略)</p> <p>2 前項及び第七項の「避難時倒壊防止構造」は、次の各号に掲げる建築物の部分の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準に適合する構造をいう。</p> <p>一 耐力壁 次に掲げる基準</p> <p>イ 自重又は積載荷重(令第八十六条第二項ただし書の規定によつて特定行政庁が指定する多雪区域における建築物にあつては、自重、積載荷重又は積雪荷重)を支える部分の全部又は一部に木材を用いた建築物(以下この項において「木造建築物」という)の耐力壁(その全部又は一部に木材を用いたものでその全部又は一部に防火被覆を設けていないものに限る)にあつては、次の(1)又は(2)のいずれかに掲げる基準に適合していること。</p> <p>(1) 構造用集成材、構造用単板積層材又は直交集成板(それぞれ集成材の日本農林規格(平成十九年農林水産省告示第千五百二十二号)第二条、単板積層材の日本農林規格(平成二十年農林水産省告示第七百一十号)第二条又は直交集成板の日本農林規格(平成二十五年農林水産省告示第三千七百九号)簡条三に規定する使用環境A又はBの表示をしてあるものに限る。以下この項において同じ。)を使用するものであり、かつ、次に掲げる基準に適合する構造であるほか、取合いの部分、目地の部分その他これらに類する部分(以下この項において「取合い等の部分」という)が、当該取合い等の部分の裏面に当て木を設ける等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造(以下この項において「炎侵入防止構造」という)であること。</p> <p>(i) (略) (略)</p> <p>ロ (略)</p> <p>二、六 (略)</p> <p>三、八 (略)</p>
---	---

(建築基準法第二十一条第一項に規定する建築物の主要構造部の構造方法を定める件(一部改正)  
 第十條 建築基準法第二十一条第一項に規定する建築物の主要構造部の構造方法を定める件(令和元年国土交通省告示第百九十三号)の一部を次のように改正する。  
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

改正前

<p>第一 (略)</p> <p>2 前項及び第七項の「火災時倒壊防止構造」は、次の各号に掲げる建築物の部分の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準に適合する構造をいう。</p> <p>一 耐力壁 次に掲げる基準</p> <p>イ 自重又は積載荷重(令第八十六条第二項ただし書の規定によつて特定行政庁が指定する多雪区域における建築物にあつては、自重、積載荷重又は積雪荷重)を支える部分の全部又は一部に木材を用いた建築物(以下この項及び第八項において「木造建築物」という)の耐力壁(その全部又は一部に木材を用いたものでその全部又は一部に防火被覆を設けていないものに限る)にあつては、次の(1)又は(2)のいずれかに掲げる基準に適合していること。</p>	<p>第一 (略)</p> <p>2 前項及び第七項の「火災時倒壊防止構造」は、次の各号に掲げる建築物の部分の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準に適合する構造をいう。</p> <p>一 耐力壁 次に掲げる基準</p> <p>イ 自重又は積載荷重(令第八十六条第二項ただし書の規定によつて特定行政庁が指定する多雪区域における建築物にあつては、自重、積載荷重又は積雪荷重)を支える部分の全部又は一部に木材を用いた建築物(以下この項及び第八項において「木造建築物」という)の耐力壁(その全部又は一部に木材を用いたものでその全部又は一部に防火被覆を設けていないものに限る)にあつては、次の(1)又は(2)のいずれかに掲げる基準に適合していること。</p>
--	--

<p>(1) 構造用集成材、構造用単板積層材又は直交集成板(それぞれ集成材の日本農林規格(平成十九年農林水産省告示第千五百二十二号)第二条、単板積層材の日本農林規格(平成二十年農林水産省告示第七百一十号)第一条簡条三又は直交集成板の日本農林規格(平成二十五年農林水産省告示第三千七十九号)簡条三に規定する使用環境A又はBの表示をしてあるものに限る。以下この項及び第八項において同じ。)を使用するものであり、かつ、次に掲げる基準に適合する構造であるほか、取合いの部分、目地の部分その他これらに類する部分(以下この項及び第八項において「取合い等の部分」という。)が、当該取合い等の部分の裏面に当て木を設ける等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造(以下この項及び第八項において「炎侵入防止構造」という。)であること。</p> <p>(i) 〓 (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>ロ (略)</p> <p>二〃六 (略)</p> <p>三〃九 (略)</p>	<p>(1) 構造用集成材、構造用単板積層材又は直交集成板(それぞれ集成材の日本農林規格(平成十九年農林水産省告示第千五百二十二号)第二条、単板積層材の日本農林規格(平成二十年農林水産省告示第七百一十号)第二条又は直交集成板の日本農林規格(平成二十五年農林水産省告示第三千七十九号)簡条三に規定する使用環境A又はBの表示をしてあるものに限る。以下この項及び第八項において同じ。)を使用するものであり、かつ、次に掲げる基準に適合する構造であるほか、取合いの部分、目地の部分その他これらに類する部分(以下この項及び第八項において「取合い等の部分」という。)が、当該取合い等の部分の裏面に当て木を設ける等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造(以下この項及び第八項において「炎侵入防止構造」という。)であること。</p> <p>(i) 〓 (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>ロ (略)</p> <p>二〃六 (略)</p> <p>三〃九 (略)</p>
--	---

第二十一条 (一)時間準耐火基準に適合する主要構造部の構造方法を定める件の一部改正  
 次表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<p>改正後</p> <p>第一 壁の構造方法は、次に定めるもの(第一号ハ及び二並びに第三号ハ及び二に定める構造方法にあつては、取合いの部分、目地の部分その他これらに類する部分(以下「取合い等の部分」という。)を、当該取合い等の部分の裏面に当て木を設けることその他の当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造とするものに限る。)とする。</p> <p>一 令百十二条第二項第一号及び第二号に定める基準に適合する耐力壁である間仕切壁の構造方法にあつては、次に定めるものとする。</p> <p>イ 〓二 (略)</p> <p>ホ 構造用集成材、構造用単板積層材又は直交集成板(それぞれ集成材の日本農林規格(平成十九年農林水産省告示第千五百二十二号)第二条、単板積層材の日本農林規格(平成二十五年農林水産省告示第七百一十号)第一条簡条三又は直交集成板の日本農林規格(平成二十五年農林水産省告示第三千七十九号)簡条三に規定する使用環境A又はBの表示をしてあるものに限る。以下同じ。)を使用し、かつ、次に掲げる基準に適合する構造とすること。</p> <p>(1) 〓(3) (略)</p> <p>二〃四 (略)</p>	<p>改正前</p> <p>第一 壁の構造方法は、次に定めるもの(第一号ハ及び二並びに第三号ハ及び二に定める構造方法にあつては、取合いの部分、目地の部分その他これらに類する部分(以下「取合い等の部分」という。)を、当該取合い等の部分の裏面に当て木を設けることその他の当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造とするものに限る。)とする。</p> <p>一 令百十二条第二項第一号及び第二号に定める基準に適合する耐力壁である間仕切壁の構造方法にあつては、次に定めるものとする。</p> <p>イ 〓二 (略)</p> <p>ホ 構造用集成材、構造用単板積層材又は直交集成板(それぞれ集成材の日本農林規格(平成十九年農林水産省告示第千五百二十二号)第二条、単板積層材の日本農林規格(平成二十五年農林水産省告示第七百一十号)第一条簡条三又は直交集成板の日本農林規格(平成二十五年農林水産省告示第三千七十九号)簡条三に規定する使用環境A又はBの表示をしてあるものに限る。以下同じ。)を使用し、かつ、次に掲げる基準に適合する構造とすること。</p> <p>(1) 〓(3) (略)</p> <p>二〃四 (略)</p>
---	---

附則  
 この告示は、単板積層材の日本農林規格の一部を改正する件及び枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材の日本農林規格の一部を改正する件の施行の日(令和二年九月二十九日)から施行する。